

令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託
業務仕様書

1. 業務名

令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託

2. 業務目的

本業務は、松江市が管理する道路施設の維持修繕業務のうち、「橋梁等の点検・設計・修繕業務」や、「道路パトロールなど日常維持管理業務」を、包括的に民間委託することについて、受注範囲、受注体制、業務仕様、導入効果などを検討し、最適な業務実施体制を構築することを目的とする。

3. 業務対象範囲

松江市内一円

- ① 橋梁の点検、修繕設計、修繕工事と、これらの実施計画
- ② 道路パトロールや小規模修繕、除草など、道路の維持管理業務

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5. 包括的民間委託の導入検討の経緯

道路施設の老朽化が進行しており、受注者、発注者ともに限られた人員体制の中、より効率的な維持管理体制の構築が必要となっており、「3. 業務対象範囲 ①②」の対象施設、業務範囲において、包括民間委託の導入を検討している。

- ① 松江市が管理する橋梁のうち、建設後 50 年以上経過する施設の割合は 50%以上となっており、点検時の健全度判定がⅢの施設も 200 橋を超えている。一方で、インフラ整備のニーズは、通学路の安全や市街地の賑わい創出、半島防災など多様化し、近年集中豪雨による災害も頻発する中、橋梁修繕に注力することが難しい状況である。
- ② 松江市が管理する市道は、約 7,000 路線、約 2,000 kmあり、平日昼間の道路パトロール業務、休日夜間通報の緊急対応業務、道路施設の小規模修繕業務、除草や街路樹管理業務などを個別に実施しているが、業務によっては担い手の確保に課題がある状況である。

上記①の業務における包括民間委託の導入に関して、令和 6 年 12 月に松江市測量設計協会と、①、②に関して、令和 7 年 7 月に松江市建設業協会、松江北建設業連絡協会、松江南建設業協会、松江市建設業連絡協議会と意見交換を行った。

※別添「意見交換会資料」参照

6. 業務内容

(1) 計画準備

1) 業務計画書の作成

2) 維持管理の実態整理

- ・市道管理施設の管理状況(施設数、健全性等)を整理する。
- ・維持管理業務、工事の発注状況、予算状況等を整理する。

(2) 事業内容の検討

1) 事業方針の設定

- ・(1)2)や令和7年度までの検討結果等をふまえて、事業方針を設定する

2) 対象インフラ・業務の検討

- ・(1)2)や、令和7年度までの検討結果等をふまえて、対象インフラ・業務を検討し、(3)の結果をふまえて見直しする。

3) 業務実施体制の検討

- ・(1)2)や、令和7年度までの検討結果、先進自治体の事例等をふまえて、事業実施体制を検討する。また、(3)の結果をふまえて見直しする。

4) 契約方式・期間の検討

- ・発注者、受注者双方の事業導入効果が見込まれる契約方式や契約期間を検討する。また、(3)の結果をふまえて見直しする。

5) 要求水準・リスク分担の検討

- ・各業務項目の要求水準の設定や、発生可能性リスクを想定の上、受発注者でのリスク分担を検討する。また、(3)の結果をふまえて見直しする。

6) 新技術、DX導入、人材育成の検討

- ・事業の効率的・効果的な実施につながる新技術の活用、DXの導入を検討する。
- ・事業実施を通じた人材育成策を検討する。

7) 事業実施効果の検証

- ・事業化した際の効果を算出、整理し、事業実施の必要性、妥当性を検証する。

8) 検討結果のとりまとめ

(3) 市場調査の実施

1) アンケートの実施 80社程度

- ・(2)の結果をふまえて、建設業者、測量設計業者、造園業者、電気業者へのアンケートを行い、企業実態や参加意欲等を調査・把握する。

2) 説明会・意見交換会の実施 12回程度

- ・(2)の結果をふまえて、事業者向けの説明会や、各団体との意見交換会を開催して意見を徴取し、検討結果の見直しを図る。

3) 調査結果のとりまとめ

(4) 報告書作成

・業務成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(5) 打合せ協議

本業務実施にあたり、着手時、中間3回、成果品納入時に打合せ協議を行うものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。電子データについては、Word 形式、Excel 形式、PDF 形式等の既存汎用ソフトで取り扱い可能な形式で作成し、CD-R 等の媒体に格納して納品するものとする。

○報告書 (A4 ファイル) 1 部

○電子データ (CD-R) 2 部

8. 次回業務内容予定

(1) 説明会

(2) 業務仕様書作成

(3) 公募公告資料作成

(4) モニタリング業務仕様書作成

9. 作業基準

本業務は、本仕様書及び島根県設計・測量・調査等業務委託共通仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

(1) 個人情報の保護に関する法律

(2) 松江市財務規則

(3) その他関係法令及びガイドライン

10. 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

11. 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、本市の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

12.再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

13.著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

ア 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。

ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。

エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物(以下「原著作物」という)である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。

オ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

カ 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

14.その他留意事項等

(1)業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

(2)パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

15.本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。